

五郎助山キャンプ場利用規約

第1条(適用範囲)

当キャンプ場を管理する特定非営利活動法人里山を守る会(以後当会)がおお客様との間で締結する施設利用契約及びこれに関する契約は、この規約の定めるところによるものとし、この規約に定め
ない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2.当会が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約
が優先するものとします。

第2条(利用期間)

土曜日、日曜日及び祝祭日(ただし、12月20日から翌年1月7日の間は除く)。

第3条(利用人数)

1日1組とし最大人数30名(原則)。

第4条(施設利用の予約)

当キャンプ場への予約はインターネットより行うことができます。電話での予約は受け付けていま
せん。ただし、特別な場合を除く。

2.当キャンプ場のキャンプエリアを利用しようとするお客様は、次の事項を施設利用予約日より30
日前から7日前までに、当会ホームページの予約ページにて予約していただきます。その時点で
施設利用契約の申し込みがあったものとして処理します。

- (1) 代表者の氏名、住所、連絡先の電話番号
- (2) 利用日、泊数、人数、性別、年齢区分(大人、小学生、幼児)及び到着予定時刻
- (3) その他当会が必要と認める事項。

3.予約完了は当会より返信メールとお電話での対応の二つを行って確認が取れたお客様のみとしま
す。

4.お客様が、施設利用中に前項第2号の利用日を超えて利用の継続を申し入れた場合、当会は、その
申し出がなされた時点で新たな契約の申し込みがあったものとして処理します。

第5条(施設利用契約の成立)

施設利用契約は、当会が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当会が
承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2.施設利用契約の所有権は申込者と当会に帰属し、当会の承諾なしに施設利用契約の所有権を第三者
へ譲渡する場合はその効力は生じないものとします。

第6条(施設利用契約締結の拒否)

当会は、次に掲げる場合において、施設利用契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 施設利用の申し込みが、この規約によらないとき。
- (2) 満員によりサイトの提供ができないとき。
- (3) 施設利用しようとする者が、施設利用に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反

する行為をするおそれがあると認められるとき。

(4) 施設利用しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。

イ. 暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体である場合

ハ. 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者がいる場合

(5) 施設利用しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。

(6) 施設利用しようとする者が、他のお客様に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(7) 施設利用に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

(8) 天災、施設の故障、その他業務上やむを得ない事由により施設利用させることができないとき。

第 7 条(お客様の契約解除権)

お客様は、当会に申し出て、施設利用契約を解除することができます。

2.当会は、お客様がその責めに帰すべき事由により施設利用契約の全部又は一部を解除した場合は、別表第 2 に掲げるところにより、違約金を申し受けます。

3.当会は、お客様が連絡をしないで利用日当日の午後 5 時になっても到着しないときは、その施設利用契約はお客様により解除されたものとみなし処理することがあります。

第 8 条(当会の契約解除権)

当会は、次に掲げる場合においては、施設利用契約を解除することがあります。

(1) 第 6 条第 3 号から第 8 号までに該当することとなったとき。

(2) 当会が定める利用規則の禁止事項に従わないとき。

第 9 条(施設利用の登録)

お客様は、利用日当日、当キャンプ場の管理事務所において、次の事項を登録していただきます。

(1) 施設利用する代表者の氏名、住所、連絡先の電話番号

(2) 利用日、泊数、人数、性別、年齢区分(大人、小学生、幼児)及び出発予定時刻

(3) その他当会が必要と認める事項。

2.日本国内に住所を有しない外国人の方は、パスポートを複写させていただきます。

第 10 条(サイトの使用時間)

お客様が当キャンプ場の施設を使用できる時間は、日帰りキャンプは午前 9 時から午後 4 時まで、宿泊キャンプは午後 1 時から翌朝 10 時までとします。ただし、連続して施設利用する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

第 11 条(利用規則の遵守)

お客様は当キャンプ場内においては、当会が定めてキャンプ場内に掲示した利用規則の順守をして頂きます。

第 12 条(営業時間)

当キャンプ場の主な施設等の営業時間は次のとおりとします。

管理事務所／8:30～17:30

2.前項の時間は、やむを得ない場合には変更することがあります。その場合には、適当な方法をもつ

てお知らせします。

第 13 条(料金の支払い)

お客様が支払うべき施設利用料金等の内訳及びその算定方法は別表第 1 に掲げるところによります。

- 2.前項の施設利用料金等の支払いは、日本通貨により、第 7 条の利用施設の登録の際、里山管理事務所においてお支払いいただきます。
- 3.当会がお客様に施設を提供し、使用が可能になったのち、お客様が任意に施設利用しなかった場合においても、施設利用料金は申し受けます。

第 14 条(当会の責任)

当会は、施設利用契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当会の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

- 2.当キャンプ場の施設内での盗難、破損、人身等の事故に関しては、当キャンプ場は一切その責めを負いません。

第 15 条(預託物等の取扱い)

施設利用するお客様の荷物・物品又は現金ならびに貴重品については、当キャンプ場では預託できません。各自で管理してください。ただし、当会が了解したときに限ってキャンプ場の空きスペースに荷物を置いておくことは出来ませんが、紛失、盗難、滅失、毀損等の損害が生じたときは、当会は一切その責めを負いません。

第 16 条(お客様の手荷物又は携帯品の保管)

お客様がチェックアウトした後、お客様の手荷物又は携帯品が当キャンプ場に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当会は当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし、その指示の中で手荷物又は携帯品を発送する場合は原則着払いになります。所有者の指示がない場合又は所有者が判明しない場合は、発見日を含め 7 日間保管し、その後最寄りの警察署に届けるか、当会が適切と考える方法により処分します。

第 17 条(駐車責任)

施設利用するお客様が当キャンプ場に車両を駐車される場合、当会は場所をお貸しするものであって、車両の保管責任まで負うものではありません。また、駐車中の車の事故(破損、盗難等)について当会は一切その責めを負いません。

第 18 条(お客様の責任)

お客様の故意又は過失により当キャンプ場が損害を被ったときは、当該お客様は当会に対し、その損害を賠償していただきます。

別表第 1

利 用 目 的	利用者数	金 額	備 考
日帰りキャンプ等の 利用 (ハイクューを含む)	10人以下	1日につき3,000円	
	10人を超えた場合	超過した1人ごとに100円を加算	
宿泊キャンプ等の 利用	5人以下	1泊につき5,000円	2泊目からは1泊につき3,000円を加算
	5人を超えた場合	超過した1人ごとに300円を加算	2泊目からは1泊につき200円を加算

※未就学児は利用者数に数えない。

ただし、次の場合は、その金額を半額とする。

- (1) 正会員、個人の賛助会員、ジュニア会員又は家族会員がいるグループ
- (2) 賛助会員の団体

別表第 2 違約金

予約日～5日前	無料
4日前～前日	ご予約内容の 50% 4日前が休日にあたる場合はその翌日より
当日	ご予約内容の 70%
無断の未到着	ご予約内容の 100%